

令和8年度 水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金 申請の手引き

水戸市では一般家庭における脱炭素化の取組を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付します。申請に当たっては、申請者ご本人様が「補助金交付要項」及び本「手引き」を熟読の上、お手続きされますようお願いいたします。

※令和8年4月17日から太陽電池モジュールの最大出力が10kW以上の場合でもパワーコンディショナー出力が10kW未満であれば補助対象になります。それに伴い、様式が変更になっていますので、新しい様式で書類を作成して下さい。

問合せ及び提出先 水戸市生活環境部環境保全課保全係
〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市役所3階
TEL 029-232-9154（直通）

- 1 申請受付 令和8年4月1日（木）から
（先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で終了とします。）

2 補助対象設備

補助対象設備	要件
住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者もしくはその家族が所有する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置すること。<u>店舗や事業所との併用住宅の場合は、個人の所有で、発電した電気を住居部分で使用すること。</u> ●発電出力が10キロワット未満であること。 ●設置した太陽光発電システムについて、<u>申請者が電力会社と電力供給契約を結ぶこと。</u> ●未使用品であること。 ●設置する太陽光発電システムの設置場所に住民票登録をすること。

※ キャンペーン等で無料となる場合等は、対象外とします。

※ 設置購入費及び設置工事費に関し補助します。

3 補助金額

太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり10,000円（1,000円未満は切り捨て）
上限5万円

※太陽電池モジュールの最大出力は、モジュールの公称最大出力の合計値（単位はkW）とし、小数点2桁未満を切り捨てた値とする。

※補助金交付申請額の記入方法

例1 太陽電池モジュールの最大出力が2.48kWの場合、補助金交付申請額：24,000円

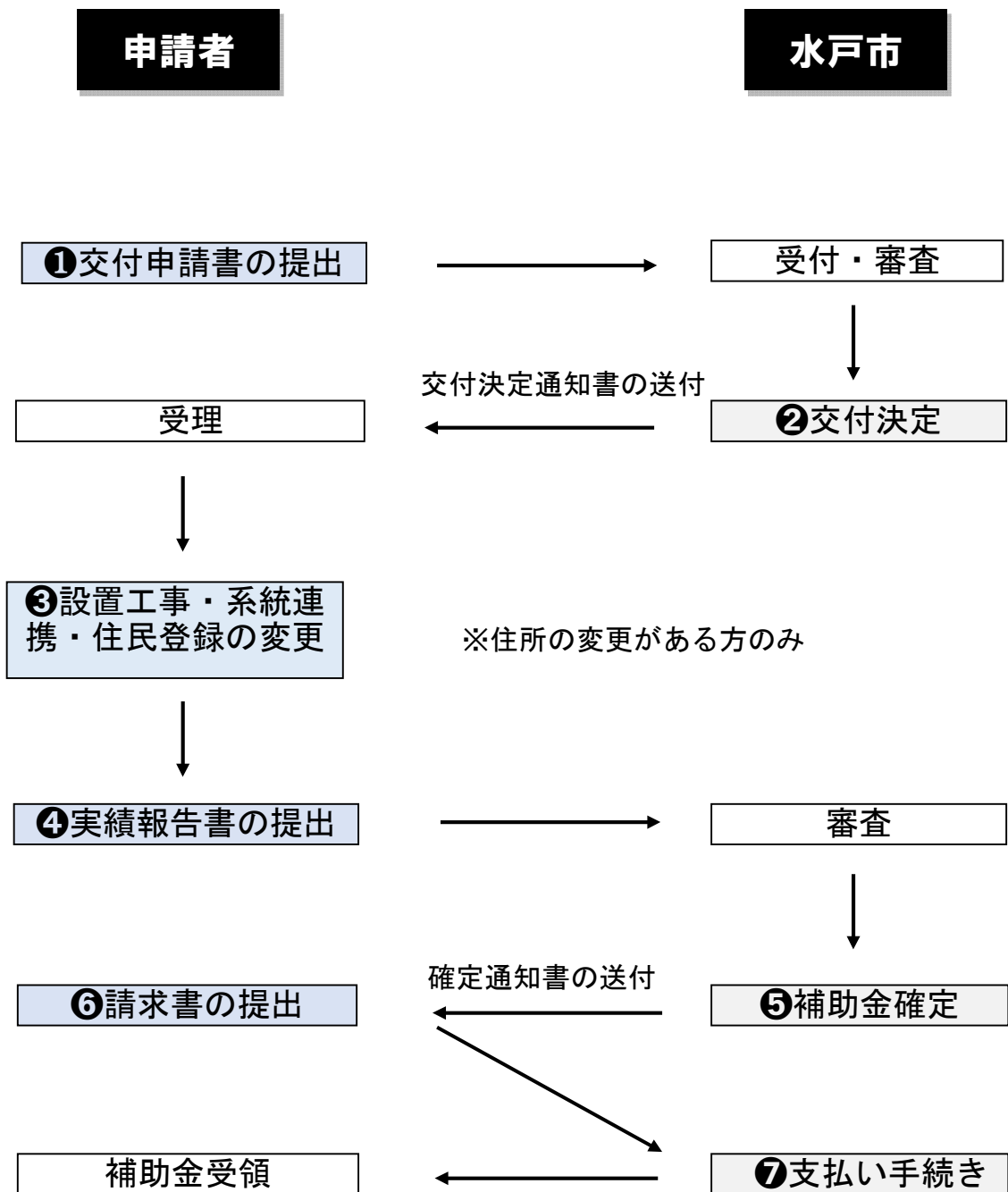
例2 太陽電池モジュールの最大出力が5.21kWの場合、補助金交付申請額：50,000円
（上限額を超えた場合、補助金交付申請額は50,000円）

4 補助金の交付対象となる方

以下の条件全てを満たすことができる方が対象となります。

- (1) 次のいずれかに該当する方で、設備購入費及び設置工事費を自ら負担する方
 - ア 現在自らが所有し、かつ居住する市内の住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する方
 - イ 自らが居住するために購入する市内の住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する方
 - ウ 住宅用太陽光発電システムが設置された市内の住宅を、自らが居住するために購入する方
 - エ 申請者以外の方が所有する市内の住宅に居住する方で、その住宅を所有する方の承諾を受けて、その住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方
- (2) (1)イ又はウに該当する方にあつては、申請年度内においてその住宅に居住する見込みであること。
- (3) 本人又は本人と同一の世帯に属する方が、過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がない方
- (5) 補助金交付を申請する方、太陽光発電システムを設置する方、太陽光発電システム設置費用を負担する方、電力供給契約をされる方は、同一の個人（申請者）であること。

5 手続きの主な流れ



①交付申請書の提出

交付申請書に必要な書類を添付し、住宅用太陽光発電システムの設置工事が行われる（住宅用太陽光発電システムが設置された住宅の購入の場合にあつては、その住宅への入居）2週間以上前までに提出してください。

【申請時に必要な書類】

No.	申請時に必要な書類	チェック
1	●交付申請書（※1） 必須	
2	●設置する住宅用太陽光発電システムの概要及び設置工事費 必須 住宅用太陽光発電の設置工事を契約した業者に作成を依頼してください。	
3	●住宅の位置図 必須 住宅地図等を提出してください。	
4	●設置箇所の写真（※2） 必須	
5	●納税証明書（完納証明用）又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書 必須 水戸市税完納証明書又は補助金交付申請に係る市税納付状況等調査承諾書のどちらかを提出してください。	
6	●太陽光発電システム設置承諾書（申請者以外の方が所有する住宅に太陽光発電システムを設置する場合に限る。） 該当者 押印する場合は、申請者とは別の印を使用してください。	
7	●相手方登録申請書 該当者 補助金の振り込み先となる申請者本人名義の口座を指定してください。過去に相手方登録をされている方は必要ありません。	
8	●その他市長が必要と認める書類 該当者	

（※1） 交付申請書の「居住予定日」は、令和9年3月15日までの日付にしてください。

「着手予定日」とは、住宅用太陽光発電システムの設置工事の着工予定日（太陽光発電システムが設置された住宅の購入にあつては、その住宅への入居予定日）のことです。

「完了予定日」とは、住宅用太陽光発電システムを設置した住宅への入居予定日（太陽光発電システムを現在居住している住宅に設置する場合にあつては、その設置完了予定日）のことです。令和9年3月15日までの日付となります。

（※2） 住宅用太陽光発電システムの設置前と設置後で同じ場所と分かる写真を提出してください。住宅の建築前で更地等の場合は、その状態の写真が必要です。

② 交付決定

市は、申請を受け付けた後、審査を行い、交付決定通知書を申請者へ送付します。受付から送付まで、2週間程度かかります。交付決定通知書は、なくさないよう大切に保管願います。

③ 設置工事・住民登録の変更

交付決定通知書受理後、設置工事・住民登録の変更（以下「設置工事等」という。）を行ってください。交付決定通知書にある交付決定日より前に、設置工事や住民登録の変更を行った場合は、補助金の交付対象外となりますので、ご注意願います。

住宅用太陽光発電システムが設置された建売住宅を購入する場合でも、交付決定日より後に住民登録変更していただくようお願いします。

④実績報告書の提出

【提出期限：令和9年3月15日（月）または 設置工事完了から1か月後のいずれか早い日】

設置工事等完了後、速やかに実績報告書を提出してください。期限までに実績報告書（添付書類を含む）が提出されない場合は、補助金をお支払いすることができなくなる場合があります。やむを得ない理由で提出期限までに実績報告書を提出できない場合はご相談ください。

【実績報告時に必要な書類】

No.	実績報告時に必要な書類	チェック
1	●実績報告書 必須	
2	●設置したシステムの概要及び設置工事費 必須 太陽光発電システム設置業者に作成を依頼してください。	
3	●設置に係る領収書の写し 必須 宛名が申請者 <u>単名</u> となっているもので、住宅用太陽光発電システムの設置費用が含まれる旨及びその金額が <u>但し書き</u> に明記されている領収書の写しを提出してください。	
4	●設置の状況を示す写真（※1） 必須 太陽電池モジュールの写真（枚数が確認可能なもの）を添付してください。 写っていないモジュールが無いよう撮影して下さい。	
5	●電力需給契約が確認できる書類 必須 「接続契約のご案内」の写しを添付してください。	
6	●住民票の写し（※2） 必須 市で発行した証明書の原本が「住民票の写し」です。コピーせずにそのまま添付して下さい。	
7	●相手方登録申請書（※3） 該当者 申請時に提出した相手方登録申請書の記載内容に変更がある場合に限りです。	
8	●補助金請求書 必須	
9	●その他市長が必要と認める書類 該当者	

（※1）住宅用太陽光発電システムの設置前と設置後で同じ場所と分かる写真を提出してください。

（※2）交付申請書・実績報告書の設置場所及び住民票の住所は、一致する必要があります。それらが異なる場合、同一の場所であることが確認できる書類を添付してください。

例）申請時には地番で指定したが、住居表示により実際の住所は別に付番されている場合、地番と住所の関係性を示すため、「住居番号付番通知書」を添付してください。

（※3）相手方登録申請書の住所と住宅用太陽光発電システムの設置場所は一致する必要があります。

⑤補助金確定

実績報告書の提出があった場合、市は審査を行い、補助金の金額を確定します。

⑥請求書の提出

交付決定通知書に同封された補助金請求書を実績報告書と併せて提出してください。

⑦支払い手続き

補助金請求書に基づき、指定口座に補助金を振り込みます。

6 その他

(1) 書類の書き方についての注意事項

ア 住所には字名を記入しないでください。

イ 黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。

ウ 押印欄のない書類を訂正する場合は、訂正印による訂正はできませんので、正しい内容の書類と差し替えてください。また、押印欄がある書類については、訂正印を用いて訂正することができます（修正液・修正テープ・消しゴム等を使用して訂正することはできません。）

(2) 写真に関しては、ピントが合ったはっきりと見える写真を提出してください。不鮮明な写真は不可とします。

(3) 補助金の交付決定後に、申請した内容に変更が生じた場合や、設置工事等が完了せず、提出期限までに実績報告ができない場合には、分かった時点で速やかに変更等承認申請書の提出をお願いします（提出期限は令和9年3月15日（月））。変更内容が分かる書類や、申請時（過去）に提出した相手方登録申請書の記載内容に変更がある場合は、相手方登録申請書も併せて提出してください。

(4) 提出書類でコピーが必要な方は、提出前に必ずコピーをとっておいてください。